

公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、長野県知事から、平成 27 年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成 28 年 9 月 20 日

長野県監査委員 田 口 敏 子
同 西 沢 利 雄
同 西 沢 昭 子
同 鈴 木 清

1 【監査結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

監査対象団体名	監査の結果	処理状況
一般社団法人信州・ 長野県観光協会 (現：一般社団法人 長野県観光機構)	団体等に対する指導事項 1 計算書類の改善 計算書類に誤り等が散見されましたので改善してください。 2 事務処理規程に基づく事務処理の改善 経理責任者及び出納員について、事務処理規程に基づく文書による任命がなされていなかったため改善してください。 3 経理規程に基づく事務処理の改善 経理規程に基づく支払について、以下のとおり不適切な事務処理の事例がありましたので改善してください。 (1) 現金による支払に係る受領印の徴取について、本人の受領印を徴取しなければならないところ、本人と異なる者の受領印が見られたこと。 (2) 職員の立替払について、事務局長の事前承認を得ずに行っていたこと。	1 誤りの未然防止対策として、複数の職員による計算書類チェックを行うこととし、平成 28 年度からの計算書類体系を見直し、会計全貌が明瞭に判別できるよう分類表記することとします。 2 平成 27 年 10 月 19 日付けで、文書により経理責任者及び出納員を任命しました。 3 (1) 受領印の本人押印を徹底し、できる限り現金授受の機会を減らし、振込扱いに誘導することとします。 (2) 事前承認を徹底するとともに、前渡金の制度を利用し、事前決裁の徹底を図ることとしました。

	<p>所管課（観光部山岳高原観光課）に対する指導事項</p> <p>1 一般社団法人信州・長野県観光協会への適切な指導</p> <p>計算書類および事務処理について、以下のとおり改善を要する箇所又は不適切な事務処理の事例がありましたので、当協会に対し、適切な指導をしてください。</p> <p>(1) 計算書類に誤り等改善を要する箇所があったこと。</p> <p>(2) 経理責任者及び出納員について、事務処理規程に基づく文書による任命がなされていなかったこと。</p> <p>(3) 現金による支払に係る受領印の徴取について、経理規程に基づき本人の受領印を徴取しなければならないところ、本人と異なる者の受領印が見られたこと。</p> <p>(4) 職員の立替払について、経理規程に基づく事務局長の事前承認を得ずに行っていたこと。</p>	<p>1 監査結果を受けて、公益法人会計基準等に則した適切な会計処理を行うよう、信州・長野県観光協会に対し指導しました。</p>
<p>公益財団法人長野県農業開発公社</p>	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 財務会計規程に基づく事務処理の改善</p> <p>財務会計規程に基づく支払について、以下のとおり不適切な事務処理の事例がありましたので改善してください。</p> <p>(1) 職員に支払った携帯電話代等について、精算がされていなかったこと。</p> <p>(2) 印紙、切手の購入及び証明手数料の支払について、職員が立替払を行っていたこと。</p> <p>(3) 宿泊を伴う会議の旅費（宿泊にかかるもの）の支出について、旅費請求者ではなく、</p>	<p>1</p> <p>(1) 精算事務が生じないよう携帯電話を貸与する方法に改善しました。</p> <p>(2) 平成 27 年 12 月 28 日付けで財務会計規程を改正し、職員が業務に必要な経費の一部を立替払できることとしました。</p> <p>(3) 宿泊を伴う会議旅費についても、宿泊者に直接支払うよう改善しました。</p>

	<p>宿泊先に振り込んでいたこと。</p> <p>所管課（農政部農村振興課）に対する指導事項</p> <p>1 公益財団法人長野県農業開発公社への適切な指導</p> <p>財務会計規程に基づく支払について、以下のとおり不適切な事務処理の事例がありましたので、当公社に対し、適切な指導をしてください。</p> <p>(1) 職員に支払った携帯電話代等について、精算がされていなかったこと。</p> <p>(2) 印紙、切手の購入及び証明手数料の支払について、職員が立替払を行っていたこと。</p> <p>(3) 宿泊を伴う会議の旅費（宿泊にかかるもの）の支出について、旅費請求者ではなく、宿泊先に振り込んでいたこと。</p>	<p>1</p> <p>(1) 精算事務が生じないよう改善方法を検討し、実施するように指導しました。</p> <p>(2) 職員が業務に必要な経費である印紙、切手及び証明手数料も立替払できるように、速やかに財務会計規程を改正するよう指導しました。</p> <p>(3) 旅費請求者への支払を徹底するよう指導しました。</p>
<p>須坂商工会議所</p>	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 補助金の決裁事務の改善</p> <p>当商工会議所においては、定款に基づき専務理事を1人置くこととし、事務処理規程に基づき事務は専務理事の決裁を受けて執行することとしています。</p> <p>現在、当商工会議所においては専務理事を欠員とし、代わりに「専務理事職務代理」を置き、補助金の決裁を行っていますが、その根拠は明確ではありません。</p> <p>このため、補助金の決裁事務を定款等に基づいて適正に執行できるよう必要な措置を講ずる必要があります。</p>	<p>平成28年4月1日付けで、定款に基づく専務理事1名を設置しました。</p>

2 【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

監査対象団体名	監査の結果	意見に対する方針
<p>地方独立行政法人 長野県立病院機構</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 第2期中期計画の実現</p> <p>当機構が作成した第2期中期計画（平成27年度から平成31年度まで）では、財務に関し第1期と同一の「経常収支比率100%以上を維持」と「資金収支の均衡」が目標に掲げられています。具体的な収支計画及び資金計画では、経常利益を5年間で27億余円確保するとともに、借入債務を52億余円純減するとされており、第1期の実績に比較すると大きく改善することが計画されています。</p> <p>第2期中期計画に掲げられている種々の施策を実行するためには、財務面の強化が不可欠であり、この計画の実現を期待します。</p>	<p>当機構の平成27年度決算では医業収益の大幅な増加により、前年度より経常収支が改善され36,575千円の経常利益を確保しました。</p> <p>今後とも計画達成のため、経営改善に向けた取り組みを一層進め、財務面の強化に努力してまいります。</p>
<p>長野県商工会連合会</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 貸借対照表等の改善</p> <p>当連合会においては平成23年度まで「商工会経理基準」及び「商工貯蓄共済事業特別会計経理基準」におおむね準拠して貸借対照表、収支決算書、損益計算書を作成していました。</p> <p>しかし、平成24年度からは各経理基準には規定がない「連結」という考え方を独自に採用し、「連結貸借対照表」と、収支決算書及び損益計算書を連結した「連結収支決算書」を作成しており、これらの計算書類は、現在の公正な会計慣行に従っているとはいえないものとなっています。</p> <p>今後の貸借対照表等の作成に当たっては、各経理基準を参考</p>	<p>次のとおり平成28年度から会計処理方法を改めました。</p> <p>また、平成27年度決算についても、財産状態等を適正に開示できるよう、貸借対照表等を整備しました。</p> <p>1 「連結貸借対照表」及び「連結収支決算書」による表示を廃止しました。</p> <p>2 その上で、「商工会経理基準」及び「商工貯蓄共済特別会計経理基準」に基づき、「一般会計」及び「収益事業特別会計（商工貯蓄共済特別会計を含む）」として表示・運用し、当連合会の財政状態等をより適正に開示できるよう改善しました。</p>

	<p>にしつつ、当連合会の財政状態等をより適正に開示できるよう改善する必要があると考えます。</p>	
	<p>所管課（産業労働部産業政策課）に対する意見</p> <p>1 長野県商工会連合会への適切な指導</p> <p>当連合会の貸借対照表等の作成に当たっては、財政状態等をより適正に開示できるよう改善する必要があると考えますので、適切な指導をしてください。</p>	<p>長野県商工会連合会に対し、一般会計と収益事業特別会計の連結決算による会計関係書類の作成について改善を求め、平成 27 年度決算から財務状態等が適正に開示できるよう改善が図られました。</p> <p>今後も、長野県商工会連合会に対しては、適正な運営が行われるよう、適切な指導に努めてまいります。</p>
長野県信用保証協会	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 積極的かつ効果的な事業活動</p> <p>収支計算では、52 億余円の保証料収入に対し、その約半分の 26 億余円の保険料を支払い、業務費用その他の収入・支出を加減すると、20 億余円の収入超過となっています。</p> <p>財政状態では、630 億円を超える正味財産があり、その大部分が預金及び有価証券です。</p> <p>このような収益と内部留保の状況を踏まえ、財産を活用して、中小企業振興のための「公的保証人」として、より積極的かつ効果的な事業活動を進めていく必要があります。</p> <p>2 会計処理の改善</p> <p>制度改革促進基金の増減が明確になるよう、会計処理の改善について検討してください。</p>	<p>1 信用保証協会の役割は、中小企業の金融の円滑化を図ることで、地域経済の振興と発展に寄与することにあります。</p> <p>この役割を果たすため、保証料を割引した保証制度の創設、「中小企業診断士支援事業」による費用補助、更には、国の「経営支援強化促進事業」を活用した経営支援に取り組んでおります。平成 28 年 3 月には地方創生の取り組みを行う中小企業者の事業発展に資するため、新たな保証制度を創設しました。</p> <p>今後も、県内中小企業振興のため、健全な経営に努めるとともに、県当局と協議しながら、更に効果的な事業活動を行うよう検討を進めて参ります。</p> <p>2 当協会では、国が定めた会計基準に基づき経理処理を行っております。ご意見をいただいた点につきましては、全国信用保証協会連合会を通じて、国に伝えました。</p>
	<p>所管課（産業労働部産業立地・経営支援課）に対する意見</p> <p>1 長野県信用保証協会との連携</p> <p>当協会の収益と内部留保の状況を踏まえ、財産を活用して、</p>	<p>長野県信用保証協会の財務面、コンプライアンス等のガバナンス強化について、主務官庁と連携を図りながら指導・監督してまいります。</p> <p>また、長野県信用保証協会に対し</p>

	<p>中小企業振興のための「公的保証人」として、より積極的かつ効果的な事業活動を進めていくことができるよう連携を図ってください。</p>	<p>では、中小企業振興のため、より効果的な事業活動ができるよう、適切な指導及び連携に努めてまいります。</p>
<p>一般社団法人信州・長野県観光協会 (現：一般社団法人長野県観光機構)</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 中長期的な目標を定めた「経営計画」の策定</p> <p>当協会は、平成25年4月に一般社団法人に移行しており、この認可を受ける際に公益目的財産額を公益目的に全て支出するための計画を定め、公益目的実施事業については毎年度赤字を計上することとしています。</p> <p>健全で自立的な法人運営を行っていくためには、公益目的実施事業以外の事業で収益の増加を図ることなどにより、自主財源を将来にわたり確保する必要があります。</p> <p>このため、中長期的な目標を定めた「経営計画」を策定し、計画的に事業を運営することが望ましいと考えます。</p>	<p>平成26年11月の理事会において、中期経営計画（平成27年度～平成31年度）の素案を諮ったところであるが、その後、信州首都圏総合活動拠点（銀座NAGANO）における年間を通した物産販売の店舗運営という経営計画に与える影響が大きい新たな事業に着手し、平成28年度からは、長野県DMOへの移行のための組織改革や事業の見直しを行うことになり、平成27年11月の理事会において、計画を白紙に戻し、状況が確定次第、策定に着手することとしました。</p> <p>なお、平成29年6月までに、長野県DMOとしての中期経営計画を策定する予定です。</p>
	<p>所管課（観光部山岳高原観光課）に対する意見</p> <p>1 一般社団法人信州・長野県観光協会との協議</p> <p>当協会は、平成25年4月に一般社団法人に移行しており、この認可を受ける際に公益目的財産額を公益目的に全て支出するための計画を定め、公益目的実施事業については毎年度赤字を計上することとしています。</p> <p>健全で自立的な法人運営を行っていくためには、公益目的実施事業以外の事業で収益の増加を図ることなどにより、自主財源を将来にわたり確保する必要</p>	<p>意見を受けて、中期経営計画の策定について、信州・長野県観光協会と協議を行いました。</p> <p>協議の結果、信州・長野県観光協会は平成28年度から県DMOへの移行を行うこととしていることから、中期経営計画の策定については、県DMO移行の状況を踏まえながら、平成29年6月までに策定することとしました。</p>

	<p>があります。</p> <p>このため、中長期的な目標を定めた「経営計画」を策定し、計画的に事業を運営することが望ましいと考えますので、当協会と十分な協議を行ってください。</p>	
<p>公益財団法人長野県農業開発公社</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 基本財産等の確実かつ効率的な運用</p> <p>当社は満期保有目的で仕組債を保有しているところですが、これらの債券の価格の動向を踏まえ、基本財産等の資金の運用として満期まで保有することの適否と今後の資金の確実かつ効率的な運用についての検討が必要と考えます。</p>	<p>1</p> <p>(1) 現在保有している仕組債につきましては、専門家の指導を得て基本財産が毀損しないよう、適時に必要な措置を講じます。</p> <p>(2) 現在保有している仕組債を今後処分した場合は、国債・公債で運用します。</p>
	<p>所管課（農政部農村振興課）に対する意見</p> <p>1 公益財団法人長野県農業開発公社の基本財産等の運用</p> <p>当社が保有する満期保有目的の仕組債について、これらの債券の価格の動向を踏まえ、基本財産等の資金の運用として満期まで保有することの適否と今後の資金の確実かつ効率的な運用についての検討が必要と考えますので、適切な指導を行ってください。</p>	<p>県出資等外郭団体「改革基本方針」を踏まえ、元本保証のない仕組債について、市場動向に留意しつつ、額面を回復してきた段階で売却するなど、資金運用の適切なリスク管理を検討するよう指導します。</p> <p>また、仕組債処分後は、確実かつ効率的な運用について指導します。</p>
<p>飯山商工会議所</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 商工会議所会計基準に基づく決算書類の改善</p> <p>(1) 正味財産の増減について明らかにしてください。</p> <p>(2) 貸借対照表の付属明細表である積立金明細表及び固定資産明細表を作成してください。</p> <p>(3) 決算書類に注記を記載してください。</p>	<p>次のとおり平成 27 年度決算から改善しました。</p> <p>(1) 正味財産増減計算書を作成しました。</p> <p>(2) 貸借対照表の付属明細である積立金明細表及び固定資産明細表を作成しました。</p> <p>(3) 決算書類に注記を記載しました。</p>

<p>須坂商工会議所</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 商工会議所会計基準に基づく決算書類の改善</p> <p>(1) 正味財産の増減について明らかにしてください。</p> <p>(2) 貸借対照表の資産に保険料積立金を、負債に退職給付金準備金を計上してください。</p> <p>(3) 貸借対照表の付属明細表である積立金明細表及び固定資産明細表を作成してください。</p> <p>(4) 決算書類に注記を記載してください。</p>	<p>次のとおり平成 27 年度決算から改善しました。</p> <p>(1) 正味財産の増減について明記しました。</p> <p>(2) 貸借対照表の資産に保険料積立金を、負債に退職給付金準備金を計上しました。</p> <p>(3) 貸借対照表の付属明細である積立金明細表及び固定資産明細表を作成しました。</p> <p>(4) 決算書類に注記を記載しました。</p>
----------------	--	--

監査委員事務局